

参考資料
内閣感染症危機管理統括庁取りまとめ

X国における新型インフルエンザ等感染症発生に伴う第1回政府対策本部開催から
第2回政府対策本部開催（11月29日0時時点）までの間の各省庁における対応状況について

| 項目 | 省庁名 | 対応状況 | |
|-----------------|-------|--------|---|
| 情報収集・分析/サーベイランス | 厚生労働省 | 海外発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ・海外における新型インフルエンザの発生状況について、WHO等の国際機関、在外公館等を通じて情報収集 ・国内外の感染症研究専門家ルート、現地医療機関従事者等から情報収集 ・記者会見、HP、SNSを活用し、最新の情報を国民に提供 ・国立感染症研究所に対し、新型インフルエンザに関する病原体情報、疫学情報等の収集・分析結果の報告を依頼 ・内閣感染症危機管理統括庁と連携し、国立感染症研究所及び国立国際医療研究センターの専門家をX国へ派遣 ・国内の発生動向について、感染症法第14条第7項及び第8項の規定に基づく疑似症サーベイランスにより早期に検知を行うなど、情報収集を迅速に実施 ・感染症法上の感染症の類型のいずれに該当するかの速やかな検討を行い、厚生労働審議会感染症部会に諮り、新型インフルエンザ等感染症として公表 ・国立感染症研究所の積極的疫学調査の手法の情報公開に関する状況を確認 ・検疫法に基づく検査により判明した陽性者について、ゲノム解析を開始するとともに、検出状況等の集計体制を開始 ・「インフルエンザ様疾患発生報告」「インフルエンザ及びノロウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告及び相談について」「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」の把握を継続し、迅速な発生動向の把握に向けて実施方法の強化や見直しを検討 |
| | | 国内発生初発 | <p>上記（海外発生期）の対応に引き続き、以下を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症法第15条に基づく疫学調査の一環として、自治体に今後の検体提出を依頼するとともに、国立感染症研究所で感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等について分析し、リスク評価を開始 |
| | 文部科学省 | 海外発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の大学等の研究機関に情報収集・分析を指示し、国立健康危機管理研究機構等に情報提供を開始 |
| | | 国内発生初発 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、情報収集等を実施 |
| 情報提供、共有・リスコミ | 厚生労働省 | 海外発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体や関係機関との情報共有のための窓口を設置 ・地方公共団体に対し、住民へ適切な情報提供と問い合わせ対応を行うよう要請 ・新型インフルエンザに関するQ&A等を作成し、コールセンターを設置 ・国民に対する正確でわかりやすい情報提供・呼びかけを実施 ・事業者や地方公共団体に対し、感染症の特性、有効な感染対策等の最新情報を提供 ・事業者に対し、感染拡大防止に必要な対策等の準備を呼びかけ ・感染の可能性のある者の接触機会低減の処置を呼びかけ ・病原体・ゲノム情報収集を開始するとともに、必要な機関に情報共有の準備を指示 ・SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握 |
| | | 国内発生初発 | <p>上記（海外発生期）の対応に加えて、以下を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内における発生状況等の公表について、地方公共団体と連携して、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ適切に実施 ・偏見・差別等や偽・誤情報について、その状況等を踏まえつつ、正確な情報提供・共有を行うなど適切に対応 |

| 項目 | 省庁名 | 対応状況 | |
|----------------------|----------|--------|--|
| 情報提供、共有・リスクコミュニケーション | 外務省 | 海外発生期 | <ul style="list-style-type: none"> 在留邦人・企業に対する国内措置の情報発信の準備を開始 感染症危険情報を発出【11/10 レベル1（十分注意してください。）、11/16 レベル2（不要不急の渡航は止めてください。）】 |
| | | 国内発生初発 | <ul style="list-style-type: none"> X国に滞在又は渡航を予定している邦人に対する注意喚起に努める。 X国の在留邦人に對し、X国からの帰国者の感染が確認されたことを踏まえた情報提供や注意喚起に努める。 |
| | 出入国在留管理局 | 海外発生期 | <ul style="list-style-type: none"> 本邦に在留する外国人に対する正確でわかりやすい情報提供・呼びかけを準備 |
| | | 国内発生初発 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き上記の措置を講ずる。 |
| | 国土交通省 | 海外発生期 | <ul style="list-style-type: none"> 関係事業者や関係機関に対する情報提供を実施 |
| | | 国内発生初発 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き上記の措置を講ずる。 |
| | 文部科学省 | 国内発生初発 | <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について情報提供・共有を行う。 |
| | 経済産業省 | 海外発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ライフライン事業者（指定公共機関である電気事業者26者、ガス事業者7者ほか）や生活必需品関連事業者等、また、業界団体を通じ各事業者に対して、感染拡大防止に必要な対策の準備に関する呼びかけを実施 海外で活動する事業者に対して情報提供を実施 |
| | | 国内発生初発 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、事業者への感染拡大防止対策について呼びかけるとともに、ライフライン事業者（指定公共機関である電気事業者26者、ガス事業者7者ほか）や生活必需品関連事業者等に対し、情報提供を行い、事業継続を要請 |
| 水際対策 | 厚生労働省 | 海外発生期 | <p>(第1回政府対策本部開催前の対応も含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> 航空会社等の協力を得て、帰国者等への質問票の配付等により、健康状態等の確認による入国情の患者等の発見に努めるとともに、入国情後に発症した場合の留意事項を記載した健康カードの配付等により、入国情後の患者等の発見に努める 国立感染症研究所と連携し、PCR検査等を実施するための技術的検証を行い、検疫所が保有する検査機器が活用できる体制を整備 診察・検査の対象者の範囲について、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、当該発生国・地域の感染状況、検査体制等を踏まえ決定し、実施する・隔離・停留、宿泊施設・居宅等での待機要請や健康監視等の対象者の範囲について、感染症の特徴や病原体の性状、当該発生国・地域の感染状況、医療機関や宿泊施設の確保状況等を踏まえ決定し、実施する 発生国・地域の感染状況、航空機等の運航状況等を踏まえ、特定検疫港等への集約化を検討する 水際対策の内容を広く国内外に周知する 検疫対応を行う職員等が使用する個人防護具等の備蓄状況について確認を行い、初動対応に不足がない数量があることを確認 隔離や停留のための協定を締結している医療機関及び停留や待機のため確保している宿泊施設について、稼働に向けて調整を開始 隔離・停留や待機要請の対象となる者の搬送手段の確保について、協定を締結している民間救急等のほか、国土交通省、消防庁、防衛省、海上保安庁への協力要請を含めた調整を開始 |
| | | 国内発生初発 | <ul style="list-style-type: none"> 海外や国内の感染状況を注視しつつ、引き続き上記の措置を講ずる |
| | 外務省 | 海外発生期 | <ul style="list-style-type: none"> 発生国・地域の水際対策の情報収集を開始 上陸拒否対象国・地域の指定の範囲・政府決定についての検討に併せ、そのために必要な査証制限の対象国・地域の範囲の検討を開始 |
| | | 国内発生初発 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き上記の措置を講ずる。 |

| 項目 | 省庁名 | 対応状況 | |
|------|------------------|------------|---|
| 水際対策 | 出入国 在留管 理庁 | 海外 発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ・出発地・搭乗者数・国籍ごとの入国者数の情報を収集 ・上陸拒否対象国・地域の指定の範囲・政府決定について検討を実施 ・検疫体制を踏まえた具体的な入国者数の上限数の設定等の調整を実施 |
| | | 国内発生 初発 | <ul style="list-style-type: none"> ・出発地・搭乗者数・国籍ごとの入国者数の情報収集を継続 ・上陸審査場において検疫効果を高めるための協力の実施 |
| | 国土 交通省 | 海外 発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ・発生国から日本へ来航する航空機及び船舶について、搭乗者数等の情報収集を開始 ・検疫を実施する港及び空港内の待機・検査等のスペースや動線の確保等について、港又は空港管理者等との調整を開始 ・検疫体制等を踏まえた入国者総数の上限設定などの入国制限等措置のための運航制限要請について調整を開始 ・検疫措置を適切に行うため、特定検疫港等を定め集約化を図る措置に向けた調整を開始 ・船舶・航空会社に対し、有症状者が搭乗手続きをしようとした場合に必要に応じて搭乗拒否を行うよう要請することに向けた調整を開始 ・所管する事業者に対し、発生国・地域への出張を避ける等の要請に向けた調整を開始 |
| | | 国内発生 初発 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き上記の措置を講ずる。 |
| | ワクチン | 海外 発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の研究機関等と連携し、病原体及びゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、パンデミックワクチンの研究開発を行う関係機関に対して分与・提供するとともに、早期にパンデミックワクチンの研究開発を実施するよう要請。 ・ワクチン研究・開発に関する機関等への現況共有を行うとともに、必要な支援等について検討を実施。 ・パンデミックワクチンの承認について、短期間の審査のための準備を開始 ・新たに開発されたワクチンについて、速やかに接種で使用できるよう、緊急承認等の仕組みの適用の可否について速やかに検討を行う。 ・国内でのワクチン確保と並行し、輸入ワクチンの確保を検討。 ・注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要となる資材について、国内における製造事業者や輸入事業者に対して、国内在庫の量や今後確保可能な数量の見込みについて調査。 ・臨時接種の実施体制の準備を開始。 |
| | | 国内発生 初発 | <ul style="list-style-type: none"> ・病原体の入手の上、新型インフルエンザに対するプレパンデミックワクチンの有効性及び安全性の評価を開始。 ・発生した新型インフルエンザの病原性等の特性、プレパンデミックワクチンの使用の可否等を勘案し、特定／臨時接種の実施の要否を検討。実施の必要があると考えられる場合は、市区町村・都道府県において円滑に接種体制の構築がなされるよう、支援を実施。 ・注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要となる資材が不足することが見込まれる場合には、事業者に対して、製造量や輸入量の増加の要請。 ・大規模接種会場の設置や職域接種等の実施の要否について検討し、これらの実施が必要な場合は、必要な準備を実施。 ・パンデミックワクチンの承認について、海外や国内の感染状況を注視しつつ、引き続き上記の措置を講ずる。 |
| | | 海外 発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本医療研究開発機構（AMED※1）内の、先進的研究開発戦略センター（SCARDA※2）が支援する大学等の研究拠点等に対して、公開されたゲノム情報等を活用し、大学等の研究機関において、ワクチンに関する研究開発に着手するよう指示 |
| | | 国内発生 初発 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本医療研究開発機構（AMED）内の、先進的研究開発戦略センター（SCARDA）が支援する大学等の研究拠点等に対して、公開されたゲノム情報等を活用し、ワクチンの研究開発を指示するとともに、開発状況を関係省庁等に共有し連携を図る |

※1:国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (Japan Agency for Medical Research and Development の略)

※2:先進的研究開発戦略センター (Strategic Center of Biomedical Advanced Vaccine Research and Development for Preparedness and Response の略)

| 項目 | 省庁名 | 対応状況 | |
|------|---------------------------------|------------|---|
| ワクチン | 内閣府 健康・ 医療戦 略推進 事務局 | 海外 発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ・発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、ワクチンの開発及び生産に関する機関、研究者、事業者等の状況を踏まえ、関係省庁間で必要となるワクチンの開発及び生産体制を検討 ・ワクチンに関する国際的な情勢についての情報を収集 |
| | | 国内発生 初発 | <ul style="list-style-type: none"> ・国内で速やかにパンデミックワクチンの研究開発が実施されるよう、現況をワクチンの開発・製造に関する関係省庁、研究機関、研究者、事業者等で共有、連携を促進 ・SCARDA を介したパンデミックワクチンの研究開発支援を推進 ・デュアルユース設備における製造切替えが円滑に行われるよう、SCARDA におけるパンデミックワクチン開発状況を関係省庁間で共有 |
| 治療薬 | 厚生 労働省 | 海外 発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染研と共に、AMED を含む国内外の関係機関と連携し、発生した新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向や臨床情報等に関する情報を随時収集し、その分析を実施 ・国及び都道府県は、抗インフルエンザウイルス薬について、製造販売業者による流通備蓄分を含む備蓄量を把握 ・感染研や AMED を含む国内外の関係機関と連携し、備蓄しているウイルスに耐性があるかを確認するよう要請 ・既存の治療薬が新型インフルエンザ等の治療に有効であることが判明した場合や新しく治療薬が開発された場合、国際的な連携・協力体制の活用を含め、必要量の確保に努める。また、国内で製造が可能な治療薬については、国内の製造拠点において増産を行う。 ・対症療法薬が不足するおそれがある場合には、必要に応じて、生産業者等に対し、増産の要請等を行うとともに、人材確保や設備等の観点から生産体制の強化の支援を行う。 |
| | | 国内発生 初発 | <ul style="list-style-type: none"> ・国は、都道府県等と連携し、医療機関に対し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等、搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請 |
| 医療 | 厚生 労働省 | 海外 発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県に対して、感染症指定医療機関の感染症病床（1,857 床）を確保し、感染症患者・疑い患者に対応する体制を整備するよう要請 ・感染症病床の対応に基づく対応の方法も含めた国内外の最新の知見の収集を実施し、都道府県や医療機関に共有。 ・感染症指定医療機関における感染症患者・疑い患者に外来も含めて対応する体制の確保を確認 ・都道府県に対して、対応期において流行初期の協定締結医療機関による医療提供体制が遅滞なく確保できるよう、流行初期医療確保措置協定締結医療機関による対応の準備を行うよう要請する。 ・都道府県等に対して、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関の受診につなげる相談センターの整備を速やかに行うよう要請する。 ・症例定義に該当する有症状者等は、相談センターに相談するよう、国民等に周知を行うとともに、都道府県等に対しても、住民等に周知を行うよう要請する。 ・症例定義や入退院基準、濃厚接触者の基準等について、隨時見直しを行う。その際、医療従事者に関する濃厚接触者の基準は、医療提供体制の維持の観点を踏まえ、感染拡大防止のための必要な対応にも留意しつつ、より柔軟に見直すことを検討する。 ・都道府県等に対して、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談を受ける相談センターの強化を行うよう要請する。 ・症例定義に該当する有症状者が、相談センターを通じて、発熱外来を受診するよう、国民等に周知を行うとともに、都道府県等に対しても、住民等に周知を行うよう要請する。 |
| | | 国内発生 初発 | <p>海外や国内の感染状況を注視しつつ、引き続き上記の措置を講ずる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県に対して、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関に加えて、流行初期医療確保措置協定締結医療機関においても、患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制を確保するよう要請する。 |

| 項目 | 省庁名 | 対応状況 | |
|-----|-----------|------------|---|
| 検 査 | 厚生 労働省 | 海外 発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ・速やかに検体や病原体の入手に努め、公表された病原体情報（ゲノム配列情報）を基に病原体の検出手法を確立する。また、検査試薬の開発及び検査マニュアルの作成を迅速に行う。 ・国立感染症研究所に対し、PCR検査体制の確立、地衛研に対する技術的支援に関する状況確認を開始 ・国立感染症研究所に対し、検査方法、検査マニュアル、試薬の開発、作製、配布を行うよう指示 ・都道府県等に対する検査体制整備のための要請を実施 ・都道府県等に対する検査体制・検査能力の状況確認を要請 ・PCR等に用いる試薬開発に関する連携・協力体制構築のための調整を実施 ・開発された診断薬・検査機器等が早期に使用可能となるよう、緊急承認等の仕組みの適用の可否について速やかに検討を行う。薬事承認を取得した診断薬・検査機器等の情報を、その使用方法とともに医療機関等に速やかに情報提供・共有する。 ・検査診断技術の研究開発や確立に資する科学的知見の収集、共有及び病原体管理が可能な研究開発企業や研究機関等への分与の準備等の実施 ・検査実施の方針の基本的な考え方も踏まえ、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況や医療提供体制の状況等を踏まえたリスク評価に基づく検査実施の方針の検討 ・国内におけるPCR検査等の汎用性の高い検査手法の検討（既存の手法が活用できるか否かの確認含む。） ・都道府県等に対し、予防計画に基づき、流行初期の目標検査実施数の確認 |
| | | 国内発生 初発 | <p>上記（海外発生期）の対応に引き続き、以下を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内での新型インフルエンザ等の発生時に検体や病原体の迅速な搬送が実施できるよう、必要に応じて運送事業者等と協定等を締結するとともに、協力事業者の拡大の必要性について判断する |
| 保 健 | 厚生 労働省 | 海外 発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等に対し、保健所の感染症有事体制及び地方衛生研究所等の有事の検査体制への移行の準備状況の把握を要請 ・都道府県等に対し、医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応や患者の同居者等の濃厚接触者への対応の準備を要請 ・都道府県等に対し、積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の把握の準備を要請 ・都道府県等に対し、IHEAT要員※3への地域保健対策に係る業務従事の要請の準備を要請 ・都道府県等に対し、感染拡大時の保健所の業務効率化のための準備を要請 ・都道府県等に対し、地方衛生研究所等、医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備を要請 ・都道府県に対し、感染症指定医療機関において、速やかに感染症患者に適切な医療を提供する体制を確保するよう要請 ・感染研と協力し、国内外での新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の発生状況を迅速に把握するとともに、当該感染症の特徴や有効な感染防止対策等、都道府県等が住民に対して行うリスクコミュニケーション等に必要な情報提供・共有を行うことで、都道府県等を支援 ・都道府県等に対し、発生国・地域からの帰国者等からの相談を受ける相談センターの整備を要請 |
| | | 国内発生 初発 | <ul style="list-style-type: none"> ・海外や国内の感染状況を注視しつつ、引き続き上記の措置を講ずる ・都道府県等における保健所及び地方衛生研究所等の感染症有事体制への移行状況や感染症対応業務への対応状況の把握及び円滑な移行が可能となるよう助言・支援の実施 ・都道府県等及び感染研と連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握 |

※3：地域保健法第21条に規定する業務支援員。「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。

| 項目 | 省庁名 | 対応状況 | | | |
|------------|---|---|-----------|---|------------|
| 物 資 | 厚生 労働省 | <p>【医療機器について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用し、協定締結医療機関の人工呼吸器の配置及び稼働の状況を必要に応じて確認 ・新型コロナウイルス感染症対策において一定の確保対策を行った医療機器を生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者からの報告徴収を実施。 ・報告徴収等を踏まえ、特定の医療機器の需給が今後逼迫する可能性が高いなど特に必要な場合において、販売事業者及び医療機関に対し、当該医療機器について計画的な発注を行うよう要請 ・医療機器の需要が増加すると見込まれる場合において、生産要請等を検討。 <p>【個人防護具について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用し、都道府県及び協定締結医療機関の個人防護具の備蓄量等を必要に応じて確認 ・都道府県に対して、協定締結医療機関の備蓄状況も考慮し、十分な備蓄量を確保するよう要請を実施 ・医療機関に対して、販売業者に計画的に発注するなど必要量を安定的に確保するよう要請を実施 ・業界団体と連携し、個人防護具の供給量不足等が発生していないかに関する情報収集を実施 ・事業者に対して、生産要請前に、個人防護具の直近の生産量・輸入量・在庫量・生産計画等の報告徴収を実施し、供給量等に不足がないかを確認 ・個人防護具の供給量不足が生じると見込まれる場合において、生産要請等が必要か否か検討 ・生産要請等が必要と判断した場合、事業者との調整を実施 ・協定締結医療機関に対する個人防護具の緊急配布のために、システム業者と連携し、システム準備を実施 | | | |
| | 国内発生 初発 | <p>【医療機器について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定締結医療機関の人工呼吸器の配置及び稼働の状況について引き続き確認 ・事業者からの報告徴収を引き続き実施するほか、生産等の要請後の生産等に係る実績については、週に1回程度を目安に報告徴収を実施。 ・医療機器の需要が増加すると見込まれる場合において、生産要請等を速やかに検討。 <p>【個人防護具について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県や協定締結医療機関における個人防護具の備蓄量等について、引き続き確認 ・業界団体と連携し供給量不足が発生していないかに関する情報収集を引き続き実施 ・個人防護具の供給量不足が生じると見込まれる場合において、生産要請等が必要か否か引き続き検討 ・生産要請等が必要と判断した場合、事業者との調整を実施 ・生産要請を行う場合には、事業者に対し、生産・流通・在庫・今後の生産計画等の報告徴収を月1回程度行うための準備を実施 | | | |
| | 経済 産業省 | <table border="1"> <tr> <td>海外 発生期</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・関連物資の円滑な供給のための措置について、準備を実施 </td></tr> <tr> <td>国内発生 初発</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き上記の措置を講ずる。必要に応じ、関係業界等へ要請を実施。 </td></tr> </table> | 海外 発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ・関連物資の円滑な供給のための措置について、準備を実施 | 国内発生 初発 |
| 海外 発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ・関連物資の円滑な供給のための措置について、準備を実施 | | | | |
| 国内発生 初発 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き上記の措置を講ずる。必要に応じ、関係業界等へ要請を実施。 | | | | |
| 消費者 庁 | 海外 発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者に対する情報提供・呼びかけ準備を実施 ・マスクや消毒液の増産や円滑な供給に関する調整などの準備を実施 | | | |
| | 国内発生 初発 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者に対する情報提供・呼びかけを実施 ・マスクや消毒液の増産や円滑な供給に向けて関係省庁との調整を開始 | | | |

※平時における備蓄等の準備状況については、下記リンクを参照

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fu/taisakusuisin/dai15_2024/gijisidai_5.pdf